

環境保全型農業直接支払交付金に取り組む皆さまへ
令和7年度より、一部の取組は多面的機能支払交付金で支援します

高めよう 地域協働の力！



多面的機能支払交付金における 環境負荷低減の取組について



農林水産省

農村振興局 多面的機能支払推進室

※本資料は、令和7年度概算決定時点で整理しており、要件や手続等について、今後、変更が生じる可能性があります。

はじめに

これまで環境保全型農業直接支払交付金で支援してきた以下の対象取組は、令和7年度より、水管理や生態系保全の観点から、共同活動による農村環境の維持に資する取組として、多面的機能支払交付金で支援します。

【対象取組】

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置等、中干し延期



どうしてこれらの取組に対する支援が、環境保全型農業直接支払交付金の支援対象から多面的機能支払交付金に変わるの？

これまで、「冬期湛水に取り組みたいが、地域の水調整が難しく、できない。」、「もっと多くの農地で環境負荷低減の取組を行いたい、化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減の取組を行うのが大変。」といった声をいただいていた。

より多くの農地で取り組んでいただけるよう、

- 集落内での水管理調整が重要となる水田での取組について、多面的機能支払交付金の枠組みを活用し、地域ぐるみで取り組む形とする
- 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減の取組と切り離して支援する仕組みも設ける（増進加算（多面的機能の更なる増進への支援）が該当）

こととしました。

また、環境保全型農業直接支払交付金の第三者委員会において、生態系保全の取組は、モニタリングと併せて取り組むことで取組の成果を確認でき、取組継続のモチベーションにつながるという指摘があったことを受け、多面的機能支払交付金の多くの活動組織で取り組まれている生き物調査や外来種の駆除等の生態系保全の取組と併せて実施することで、より効果的に推進できるといったことも狙いとしています。



多面的機能支払交付金とは

多面的機能支払交付金

…活動組織が行う地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするもの。

(1) 農地維持支払交付金

次の①及び②を実施する場合、活動組織の対象農用地面積に単価を乗じた額を交付。

- ① **地域資源の基礎的保全活動** … 活動計画に位置付けた農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動を毎年度実施。
- ② **地域資源の適切な保安全管理のための推進活動** … 地域資源の保安全管理の目標を定め、取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定。

(2) 資源向上支払交付金

1) 資源向上支払（共同）

①～③を実施する場合、活動組織の対象農用地面積に単価を乗じた額を交付。
(③に取り組まない場合は交付単価に5/6を乗じる。)

- ① **施設の軽微な補修** … 活動計画に位置付けた施設等の機能診断や軽微な補修等を毎年度実施。
- ② **農村環境保全活動** … 生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動について、取り組むテーマを1つ以上選択し、毎年度実施。
- ③ **増進活動（多面的機能の増進を図る活動）** **【項目追加】**
地域の創意工夫に基づく多面的機能の増進を図る活動について、取り組む項目を1つ以上選択し、毎年度実施。

対象活動に「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を追加。

2) 資源向上支払（長寿命化）

…施設の長寿命化のための補修・更新等を実施する場合、活動組織の対象農用地面積に単価を乗じた額を交付。

【交付単価】

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1: ①、②は③と併せて取り組むことが必要。

※2: ①、②と併せて③に取り組む場合は、②に75%単価を適用。

※3: ③において直営施工を行わない場合は5/6単価を適用。



【加算措置（資源向上支払（共同））】

1) 増進加算（多面的機能の更なる増進への支援）【項目追加】

「③増進活動」に取り組む活動組織が、所定の項目数を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価に加算。
加算単価は、P.8を参照。加算対象活動に「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を追加。

2) 田んぼダム加算（水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援）

「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）の単価に加算。

3) みどり加算（環境負荷低減の取組への支援）【創設】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う対象取組について、実施面積を5年間で増加させる場合、実施面積に加算単価を乗じた額を交付。加算単価は、P.5を参照。

多面的機能支払交付金における対象取組の実施について

多面的機能支払交付金においては、以下の表のいずれかにより、引き続き、「対象取組」に取り組んでいただくことができます。

「みどり加算」は、これまでとほとんど同じ交付単価及び要件としています。多面的機能支払交付金の活動組織に参加する等により、「みどり加算」の申請について御検討ください。

また、令和7年度から令和11年度の本交付金第3期対策においては、移行期間として、従来の多面的機能支払交付金の組織要件に該当しない実施主体であっても、**令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であったこと**をもって、**令和7年度から令和11年度まで、「みどり加算」のみ交付を受けること可能**です。この場合も、第3期対策期間中に、既存の活動組織に参加する等について御検討ください。

実施主体	農地維持支払	資源向上支払（共同）			資源向上支払（長寿命化）
			「対象取組」の実施		
			みどり加算※1	増進加算	
			これまでとほぼ同じ単価及び要件。 <u>5年間で面積を増やす目標を設定し、達成する必要。</u>	化学肥料等5割低減の取組は不要。面積目標なし。	
既存の多面の活動組織に参加	◎ (実施が必要)	◎ (実施が必要)	○ (実施できる)	○ (実施できる)	○ (実施できる)
新規に多面の活動組織を設立	◎ (実施が必要)	◎ (実施が必要)	○ (実施できる)	○ (実施できる)	○ (実施できる)
環直の実施主体※2のまま (R7～R11年度のみ)	× (実施できない)	× (実施できない)	○ (実施できる)	× (実施できない)	× (実施できない)

※1 詳細は次ページ。

※2 R6年度に環境保全型農業直接支払交付金を実施していた者であって、多面的機能支払交付金の組織要件を満たさない者。

みどり加算の交付単価等

「みどり加算」は、これまでの環境保全型農業直接支払交付金とほとんど同じ交付単価及び要件（※1）としています。

	令和6年度まで 環境保全型農業直接支払交付金	令和7年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算）
実施主体	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者（R7～R11年度のみ） ・活動組織又は広域活動組織
対象取組と交付単価	<p>【全国取組】 長期中干し：800円/10a</p> <p>【地域特認取組】 冬期湛水：4,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料/畦畔補強）：8,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料）：7,000円/10a 冬期湛水（畦畔補強）：5,000円/10a 夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等（作溝実施）：4,000円/10a 江の設置等（作溝未実施）：3,000円/10a</p>	<p>長期中干し：800円/10a</p> <p>冬期湛水：4,000円/10a</p> <p>夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等：4,000円/10a（作溝実施） 3,000円/10a（作溝未実施）</p> <p>（冬期湛水は多面（資源向上（共同）みどり加算）、追加的活動である、有機質肥料に係る経費は環直（堆肥）、畦畔補強に係る経費は多面資源向上（資源向上（共同））にて支援）</p>
要件 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと 販売農家であること 推進活動を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと 活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること （・活動組織が実施する場合）農地維持支払、資源向上支払（共同）を実施していること
交付金の交付	<ul style="list-style-type: none"> 実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 同一ほ場に対する支援は一取組のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 同一ほ場に対する支援は一取組のみ※3

※1 多面的機能支払交付金では、原則5年間の活動計画に基づいて5年間継続して活動を実施する必要があり、実施要件を満たさない場合は、交付を受けた交付金を認定年度に遡って返還（遡及返還）することを求める仕組みとなっており、「みどり加算」も同様です。ただし、返還の免責事項が規定されており、自然災害その他やむを得ない理由による場合は返還は免除されることとなっています。

※2 「化学肥料等5割以上低減」の要件は、毎年度実施する必要があります。また、「取組面積拡大」の要件は、毎年度、前年度の取組面積以上、かつ最終年度までに初年度の取組面積を超える取組面積の目標を設定し、達成する必要があります。

※3 みどり加算の同一ほ場に対する支援は一取組のみです。また、環境保全型農業直接支払交付金においてセットで支援していた冬期湛水と有機質肥料（堆肥）を除き、同一ほ場においてみどり加算と環境保全型農業直接支払交付金を重複して実施することはできません。

みどり加算における各取組の実施要件

「対象取組」の実施要件は、これまでの環境保全型農業直接支払交付金（全国共通取組、地域特認取組）における実施要件と同様とし、5割低減の取組と組み合わせた取組であることと併せ、以下のとおりとします。

長期中干し

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日間以上の中干しを実施すること。

冬期湛水

- ① 主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組において認められた主作物であり、R7年度以降も引き続き実施する場合は、この限りではない。
- ② 10月～翌年3月の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。

夏期湛水

- ① 主作物が野菜、麦類、なたね等であり、転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ② 6月下旬～9月上旬の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ③ 湛水期間中の開放水面を維持するため、深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ④ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。

中干し延期

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1か月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検・補修を実施すること。

江の設置等※1

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 水田内に江（ビオトープ、生き物緩衝帯）を設置すること。
10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は※2のとおり取組面積を調整する。
江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm以上」とする。
※2 取組面積(a (a未満切り捨て)) = 設置した長さ(m)
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から8月中旬までとする。
- ④ 湛水の状態とする期間中、江に除草剤を使用しないこと。

※1 R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた岩手県、滋賀県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能と考えています。



長期中干し



冬期湛水



江の設置

みどり加算を実施する手続の流れ

	令和6年度まで 環境保全型農業直接支払交付金	令和7年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算を実施する場合）	
		「みどり加算」のみを実施する場合 （環直の実施主体のまま実施※1）	「みどり加算」以外の 農地維持、資源向上（共同）も実施する場合 （既存の多面の活動組織に参加する等により実施）
交付ルート	国→都道府県→市町村→実施主体	国→都道府県→市町村→実施主体	国→都道府県→市町村→活動組織
申請	<p>＜事業計画書の作成、認定申請＞ 事業計画書を作成し、市町村に認定を申請（原則6月30日まで）。</p> <p>＜交付金の交付申請＞ 毎年度、事業計画に基づき、市町村に交付金の交付を申請して受給。</p> <p>＜活動の記録、報告＞ 毎年度、市町村に提出（1月31日までに実施状況報告、翌年度の4月30日までに営農活動実績報告を提出）。</p>	<p>＜事業計画書の作成、認定申請＞※2 「みどり加算」のみに取り組む事業計画書を作成し、市町村に認定を申請（原則6月30日まで）。</p> <p>＜交付金の交付申請＞ 毎年度、事業計画に基づき、市町村に交付金の交付を申請して受給。</p> <p>＜活動の記録、報告＞ 毎年度、市町村に提出（1月31日までに実施経過報告、市町村が定める期日までに実施状況報告を提出）。</p>	<p>＜事業計画書の作成、認定申請＞※2 事業計画書を作成し、市町村に認定を申請（原則6月30日まで）。</p> <p>＜交付金の交付申請＞ 毎年度、事業計画に基づき、市町村に交付金の交付を申請して受給。</p> <p>＜活動の記録、報告＞ 毎年度、市町村に提出（「みどり加算」分については、1月31日までに実施経過報告を提出、「みどり加算」以外を含めて市町村が定める期日までに実施状況報告を提出）。</p>
【提出書類】 事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書及び営農活動計画書 ・①農業者の組織する団体の場合、団体の規約 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書及び活動計画書のうち「みどり加算」に係る部分のみ ・①農業者の組織する団体の場合、団体の規約 ・R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことがわかる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書及び活動計画書 ・活動組織の規約
【提出書類】 活動の記録・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況報告書 ・営農活動実績報告書（実施状況報告書から変更ない場合は省略可能） ・生産記録、実施状況が分かる写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施経過報告書 ・実施状況報告書（実施経過報告書から変更ない場合は省略可能） ・生産記録、実施状況がわかる写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施経過報告書 ・実施状況報告書（実施経過報告書から変更ない場合はみどり加算分のみ省略可能） ・活動記録、金銭出納簿 ・生産記録、実施状況がわかる写真

※1 R6年度に環境保全型農業直接支払交付金を実施していた者のみ、R7～R11年度に限り、「みどり加算」のみを実施可能。

※2 自治体における確認事項…生産緑地地区内の農地で実施する場合、都道府県知事が定める要綱基本方針に「都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地」として位置付けられている必要があります。また、市町村が作成する促進計画において、実施しようとする農地の存する区域内で本交付金の実施を推進することとされている必要があります。

(参考) 増進加算 (多面的機能の更なる増進への支援) について

令和7年度から、資源向上支払（共同）の「③ 増進活動（多面的機能の増進を図る活動）」において、活動の選択肢の中に「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を追加します。

増進活動では、主要作物の化学肥料等の5割以上低減の取組及び取組面積拡大の要件は求めず、**活動組織が新たに「対象取組」**に取り組みやすい内容としています。

また、実施する「③ 増進活動」が所定の項目数を満たす場合、「増進加算」を活用することができます。「増進加算」を受けた場合、資源向上支払（共同）の単価に**400円/10a^{*1}**を加算した単価に、活動組織の資源向上支払（共同）の対象農用地面積を乗じた額が交付されます。

資源向上支払（共同）③ 増進活動（多面的機能の増進を図る活動）

「対象取組」に関するR7拡充は緑マーカー。

地域の創意工夫に基づき、以下のa～jから選択した活動と、kの広報活動※を毎年度実施。

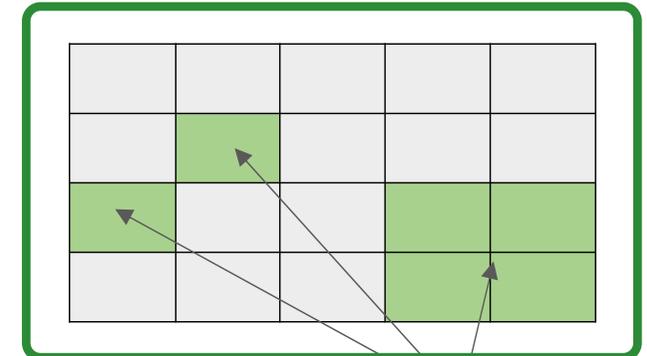
a：遊休農地の有効活用	b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c：地域住民による直営施工	d：防災・減災力の強化
e：農村環境保全活動の幅広い展開	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	h：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干期間の延期の環境負荷低減の活動
i：広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施	
j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k ^{*2} ：広報活動・農的関係人口の拡大	

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています。



<増進加算のイメージ図>

資源向上（共同）の対象農用地
＝増進加算対象面積



「対象取組」の実施面積

※1 増進加算について

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、**1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合**、資源向上支払（共同）の単価に加算。

<加算単価^{*3}>

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※3 農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。

よくある質問

質問

回答

<申請主体について>

これまで環境保全型農業直接支払を申請していた農業者団体の構成員のうち一部の者が長期中干し、冬期湛水等の「対象取組」を実施している場合、どのように申請すればよいか。

農業者団体として「みどり加算」のみに取り組む場合、**R6年度の申請者である農業者団体が申請してください。**（「対象取組」を実施していた一部の者のみが単独で申請者になることはできません。）
なお、申請時、令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類を提出する必要があります。

<「みどり加算」の面積拡大要件について>

(1) 申請時、どのように面積目標を設定すればよいか。

(1) 5年間の計画期間の各年度について、前年度の取組面積以上、かつ最終年度までに初年度の取組面積を超える取組面積の目標を設定する必要があります。

(2) 計画当初の面積は、R6年度の実績である必要があるか。

(2) 初年度の実績は、必ずしもR6年度の実績である必要はありません。

(3) 5年間でどの程度増加させなければならないか。

(3) 取組面積の拡大を確認する必要がありますが、具体的な数量要件はありません。ただし、例えば、取組を実施している農業者の全ての農用地で実施している等、既に面積拡大要件を満たすとみなすことができると考えられる場合は、市町村に相談してください。

(4) 活動開始年度の認定農用地内で増加する必要があるか、若しくは、認定農用地を拡大することによる増加でも問題ないか。

(4) 必ずしも活動開始年度の認定農用地内で増加させる必要はありません。

(5) 「面積が増加した年」のみ交付が受けられるのか。

(5) 交付金は、毎年度、実施面積に対して支払われます。

<「みどり加算」の冬期湛水（有機質肥料、畦畔補強）について>

これまで冬期湛水（有機質肥料、畦畔補強）に取り組んでおり、引き続き取組を継続したいが、どのように申請すればよいか。

環直の実施主体のまま「みどり加算」のみに取り組む場合、**多面的機能支払交付金で「冬期湛水」を、環境保全型農業直接支払交付金で「堆肥」の申請をすることができます。**

ただし、「畦畔補強」については、多面的機能支払の資源向上支払（共同）で支援する考えですので、活動組織として「みどり加算」を申請することを検討してください。

<交付金の返還について>

「みどり加算」において、面積拡大等の実施要件を満たすことができない場合、他の支払と同様に、認定年度に遡って交付金の返還が求められるのか。

多面的機能支払交付金では、原則5年間の活動計画に基づいて5年間継続して活動を実施する必要があり、実施要件を満たさない場合は、認定年度に遡って交付金の返還（遡及返還）を求める仕組みとなっています。ただし、返還に関して免責事項が規定されており、**自然災害その他やむを得ない理由による場合は返還は免除されることとなっています。**

「みどり加算」については、例えば地域の営農計画上の事情により取組を実施できない事情が生じた場合は、市町村に相談してください。

なお、やむを得ない理由の整理に当たっては、地域において十分に認識を共有し、合意を図ることが重要です。